

定期積金

(2024年10月1日現在)

商品名		定期積金
販売対象		・法人、個人のお客様
期間		・6ヵ月以上5年以下
預入 (受入)	預入(受入)方法	・定期または数回にわたり掛金の払い込みができます。
	預入金額	・1,000円以上
	預入単位	・1,000円単位
払戻(支払)方法		・満期日以後に一括して支払います。
利息 (給付補填金)	適用金利	・固定金利(契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。)
	利払方法(頻度)	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金		<p>・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</p> <p>・法人は総合課税となります。</p>
手数料		—————
付加できる特約事項		<p>・個人のは「総合口座」の担保定期積金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした金利)。</p> <p>・普通預金等からの自動振替による預入ができます。</p> <p>・原則、当座貸越契約(総合口座取引を含む)による貸越を利用した振替は行いません。なお、お申込みにより貸越を利用した振替を行うこともできます。「当座貸越限度額内」とする振替は2024年10月1日以降、新規取扱不可)</p>
満期前解約時の取扱い		<p>・満期日前に解約する場合は、次の①、②のうち、いずれか低い方の満期前解約金利により計算した利息とともに支払います。</p> <p>①解約日の普通預金金利</p> <p>②契約時の約定年利回り×60%</p> <p>・掛込終了後、掛込状況の遅延により生じた繰下満期未経過時の満期前解約は下記計算式によりお支払します。</p> <p>最終払込残高+{約定利息-(最終払込残高×遅延日数×約定利率÷365)}</p>
金利情報の入手方法		・金利(年利回り)については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p>	
紛争解決措置	<p>紛争解決措置</p> <p>紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士</p>	

	<p>会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金金利により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。